

「伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について」の説明会 議事録

日時	2025 年 4 月 16 日（水） 13 時 00 分～14 時 30 分
場所	伊勢市生涯学習センター（いせトピア） 3 階 研修室 1、2
出席者	宿泊施設等 33 名（30 事業者）
伊勢市 説明者	産業観光部 観光振興課、観光誘客課 総務部 課税課、収納推進課

配布資料	・ 事項書 ・ 伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について 〈パブリックコメント関係資料（閲覧資料）〉 ・ 答申書（写） ・ 宿泊税導入に伴うシステム整備についてのアンケート
------	---

司会)「伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について」の説明会を開催いたします。
説明会の開始に先立ちましてご挨拶いたします。

事務局)伊勢市では宿泊税の導入に向けた検討を令和6年度より行っております。昨年の宿泊者は平成元年以降最多となり、宿泊事業者の取り組みに感謝申し上げます。伊勢市でもできるだけ日帰りではなくて、宿泊を伴う観光客を増やしていけるようにしたいと考えておりますので、皆さんご協力をお願いいたします。

10年後、20年後見据えたときに、この観光事業を盛り上げていくためにどういったことが必要か、ということも今後の課題となってくるかと思えます。ぜひ本日は前向きなご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

司会)伊勢市では令和6年度に宿泊税の検討をはじめ、4回の検討委員会を実施し、議論を深めてまいりました。検討委員会からは伊勢市が宿泊税を導入することの妥当性や留意事項を整理したものを答申という形で提出いただきました。

本日は宿泊事業者に現在の伊勢市の考え方を説明し、様々なご意見をちょうだいし、今後の検討に役立てていきたいと思えます。

なお、説明会は14時半の終了を予定しております。限られた時間ではございますが、積極的なご意見を賜りたく存じます。よろしくお願いいたします。

(1)「伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について」担当より説明します。

(略)

事務局)説明に対し、ご質問、ご意見等はございませんか。

参加者)赤ちゃんや乳幼児など、施設によっては入館料も取らない場合もありますが、課税対象となるのですか。

事務局)宿泊料金を支払って宿泊をされるお客様が対象となります。料金のかからない添い寝は課税対象外です。

参加者)布団は不要の添い寝で食事だけはつけてほしいというパターンもありますが、この場合はいかがでしょうか。

事務局)宿泊料金の概念として、食事代や遊興費等、宿泊として取り扱わない料金は除くという考えです。食事代だけ取られるという場合は課税対象外と考えております。

司会)今後の参考にさせていただくために、施設名までは結構ですが、旅館や民泊などの営業形態だけでも、ご質問の前に言っていただけるとありがたいと思えます。

参加者)民宿を営業しております。宿泊税の納付方法や納付の期日などを教えてください。

事務局)納付方法につきましては他の税目と同様に、市役所の窓口で納付いただく方法、金融機関に納付いただく方法、eLTAXといった国の運営する電子納付のシステムを想定しています。納付の期日は原則、前月分を翌月末までに申告納付をしていただく想定をしておりますが、先行自治体でも一定の要件を満たしている事業者については3か月ごとの納付とする特例を設けてい

る自治体が全てですので、伊勢市でも同様の制度運営を想定しています。

参加者) 来年 4 月に導入されるとしたら、前もって宿泊客等に周知することは考えてますか。

事務局) どのような方法が良いのか先行自治体の事例も参考にしながら、伊勢市におきましても来ていただくお客様、もしくは徴収いただく立場である宿泊事業者様に理解いただけるような周知をしていきたいと考えています。

参加者) 納付にはどのような書類が必要になりますか。単純に宿泊の人数に掛ける 200 円です程度であれば問題ないのですが、日本人以外の宿泊者も多く、名簿まで要求することは避けてほしいと思います。また、宿泊税は現地での徴収のみでしょうか。利用者のほとんどは事前決済のため、宿泊税のみ現地徴収することは、とんでもない手間が発生しますし、お客様の理解も得られにくいと思いますのでご配慮いただきたいと思います。

事務局) 申告様式については、今想定する制度なら名簿まで揃えていただく必要はないと考えております。日ごとの宿泊人数と税額を様式に入力して申告をしていただくことを想定しています。その申告内容を紙で出すか、eLTAX を通じて電子で申告をしていただく、あるいは伊勢市の申告フォームにエクセルでデータ添付していただくことを考えております。徴収方法には事前徴収も含め、事業者様の徴収しやすい方法で対応いただく形になると考えています。

参加者) ホテルを経営しております。弊社では全てを事前決済で行っておりますので、OTA と直接やりとりしてもらうことはできないでしょうか。

事務局) 先行自治体を見ても OTA を特別徴収義務者にすることは非常に難しいと伺っている。先行自治体で京都市で 1 社だけ OTA を特別徴収義務者にしている事例があるが、実際には非常に難しいと認識しています。

参加者) 消費税と同じような、私どもが税理士に任せることができるような範囲で徴収する手法はないのでしょうか。

事務局) 消費税と同様の手法というのが勉強不足で示せない状況です。先行自治体が 12 都市ある中、さらに導入の広がりを見せているところですので、今後の手法も研究材料としていきたいと考えています。

参加者) 民泊をしています。宿泊税は東京都がオーバーツーリズムの対策として始めたものだと思いますが、伊勢はおかげ横丁付近のみがオーバーツーリズムでそれ以外はそうではないと思います。なぜこのタイミングで宿泊税を検討しているのでしょうか。また、私の施設では 4 人で宿泊してもらって 1 人 4,000 円台になるんですが、それに 200 円が上乗せされることはとても影響が大きいと感じています。1 泊 5 万円とかする施設と同じ税額というのは不公平と感じていますので、せめて定額ではなく定率で考えてもらえないでしょうか。日帰り観光客も宿泊の観光客と同じように交通機関等を使用されるのに宿泊者だけが対象になることも不公平だと思います。

あと、使用用途が一番問題だと思います。例えば、観光施設の VR 化とかに使用されるのはやめてほしいと思います。山田奉行所や賓日館の VR も新聞で見ましたが、システムの維持にも費用が必要だと思いますし、VR で満足してしまったら本物を見に来ることもなく、観光客が増えることもないのではないのでしょうか。文化施設は本物を見もらうことに価値があると思います。御師の丸岡

邸の管理や山田羽書の研究、朝熊の橋本氏などの文化にお金を使うのであれば賛成したいと思います。

事務局） オーバーツーリズムにつきましては内宮エリアでは非常に混雑する時期もありますが、市全域で見たときには、今はオーバーツーリズムの状態ではないと思います。ただし、伊勢市では宿泊税をオーバーツーリズム対策のためだけに使うものではないと考えております。昨年度に来訪者の方にアンケート調査をした結果、景観や街並みの保全のために活用してもらうのであれば宿泊税を負担することに協力しても良いという回答もいただいております。今後も 10 年後 20 年後、あるいはもっと先にも伊勢の良さ景観や街並み、そこでおもてなしをしていただいている宿泊施設等が、持続していくために使っていく、そのための財源として考えています。

具体的な用途の検討についても行政が必要と思っていることだけに勝手に使用するのではなく、宿泊事業者や観光関連事業者の意見も聞きながら検討する、ということも検討委員会の答申にも書かれております。

事務局） これからも宿泊による長期滞在に力を入れていきたいと考えています。伊勢市には様々な文化資源や地域資源があることから、宿泊による長期滞在でゆっくりと楽しんでもらいたいと思っています。ただし、文化資源や地域資源の磨き上げはお金もかかり、現時点であまりできていない部分です。

また、なぜこのタイミングで宿泊税の議論をしているのかということについては、伊勢市を訪れる人数は神宮の参拝者数を見ていただくとわかりやすいのですが、20 年に 1 度の式年遷宮をサイクルとして上下しております。今後式年遷宮に向かって観光客が増えるタイミングになりますので、増加する観光客を受け入れる体制を構築するためにも重要であると思っております。

定額、定率については検討委員会の中でも議論がありました。宿泊者はみんなが同じように一定の行政サービスを受けていることから税額に差をつけない考えと、高いお宿を利用される方に多く負担をいただく考えを比較して検討をしていただきました。その中で私どもは応益性を重視し全員に同じ税額を負担いただくとともに、事務負担を軽減するといった観点から一律定額という考えが妥当であると考えております。ただし、近年の物価高騰やインフレ等の社会情勢の変化によって制度の見直しが必要となった際には、5 年の見直し期間を待つことなく、見直しを進めていきたいと考えております。

事務局） 使い道のところで補足します。資料の 7 ページに記載の事業の例で、文化スポーツ観光等の推進とあります。現在も文化合宿やスポーツ合宿で市内の宿泊施設に宿泊いただく場合に主催者に宿泊費用の一部を補助金で出しておりますが、このような取り組みの拡充も考えていけたらと考えています。

参加者） 民泊をしています。私の施設では 1 か月程度の長期滞在も多く、長期滞在の場合の申告方法はどうなるのでしょうか。

事務局） 日ごとの宿泊者を月単位で申告いただくことになるので、月またぎの長期滞在であっても同じように申告をお願いします。

参加者） 私の宿は長期滞在の場合、宿泊料金を割引くようにしているのですが、宿泊税は長期滞在者への割引などの配慮はありますか。宿泊料金を割引にしても同じというのは利用者に納得してもらえないのではないのでしょうか

事務局） 長期滞在者を理由とする税の割引は考えておりません。

参加者） ビジネスホテルをやっている者です。これまでの意見も含めて市の回答は宿泊税ありきの答えばかりであると思います。どのような観光目的税が必要かというところから考える必要があると思います。はじめの説明の中で宿泊税以外の目的税も検討したと言っていたが、どういう理由で宿泊税が妥当という判断に至った理由がわかりません。他の手段がどういう理由で適していないのか、宿泊税がどういう理由で妥当かを説明してもらいたいと思います。

また、検討委員会という言葉もよく出ていますが、市がやりたいことの理由付けに検討委員会として議論したのではないのでしょうか。

免税、課税免除なしの部分も説明が少なく納得できる内容になっていないと思います。

何らかの観光税は必要であるとは思っていますが、今の市のやり方やスケジュールでは気持ちよく協力することは難しく感じています。今日の説明会も一方的に説明をしたというアリバイ工作ではないのでしょうか。前向きな意見としてですが、しっかりと時間をかけて丁寧に説明してもらう必要があると思います。

事務局） まず導入ありきかという質問に関してですが、これまでの検討で伊勢市としては宿泊税の導入が妥当であるという方向性について合意形成を図ってきたところです。

その上で、なぜ宿泊税を妥当とするかということは、検討委員会の中で議論してきた内容で説明させていただきます。まず全国的に実施されている観光に関する財源について検討委員会で議論いただきました。まず一つ目が入湯税の超過課税です。入湯税は伊勢市でも一部の宿泊施設で特別徴収をいただいているものですが、入湯税の額を現状の 150 円から、追加でかさ上げして、追加分の額を観光財源に充てるといような考えです。伊勢市にこの制度が適してるかと考えた場合、入湯税を徴収してもらっている施設は限定的で、また、必要な財源も確保できないと見込まれることから適切ではないと考えております。

次に入域に関する課税です。全国的には広島県廿日市市で宮島に船舶で入域する際に課されている税となります。宮島は入域方法が限られており、対象者を適切に捉えることができるため、実施されています。伊勢市において特に混雑しているエリアである内宮で取り組んだら良いとの意見もありましたが、神宮に入る人だけに税を課することは公平ではなく、市全域で入域税を行うことも伊勢市に入域するルートや方法がいくつもあり、対象者を適切に捉えることが困難なため、適切ではないと考えております。

最後に駐車行為に関する課税についてですが、全国的には福岡県太宰府市が実施をしています。太宰府市では市全体で有料駐車場に課税をしています（※注「一時有料駐車場」等を対象としています）。伊勢市においては、市内有料駐車場は市民利用者も多く、そこで課税したものを観光財源に限定することは適していないと考えています。また、観光客の利用が多い、宇治浦田の市営駐車場のみを対象に課税することは公平性の観点から適していないと考えております。

一方で宿泊税が適している根拠としては、宿泊者という対象者を適切に捉えることが可能であることや、一定の財源が確保できることが挙げられます。先ほどお見せした試算では 1.7 億円の税収が見込まれていることを説明いたしました。この 1.7 億円で市が実施すべきと考えていることが全て実施できるわけではございません。ただし、現時点で税額を 200 円より大きく設定することは観光客を対象としたアンケートからも難しいと感じております。

免税点、課税免除に関する考え方については、先ほどの説明でも申し上げましたとおり、宿泊者は一定の行政サービスを享受している点や、宿泊事業者の事務負担の軽減を優先したことも理由の一つです。

事務局） 駐車場の話もありましたが市営駐車場については駐車台数の不足の問題もあり、別で検討をしています。また、財源という意味で申し上げると、協賛金のお願いや新たな着地型のふるさと納税制度である旅先納税などの導入もチャレンジしてきており、様々な形で観光財源確保の

ために取り組んでおります。

参加者）旅館です。宿泊税の周知においては、自社 HP 等での周知も必要になるかと思います。HP の改修には、管理業者に費用を払って改修してもらう必要があるのですが、改修費用の補助などは考えておりますか。

事務局）宿泊税導入に伴って必要となってくるレジシステムの改修や機器の購入には支援制度を考えております。HP の改修に関する費用について、ご意見を参考に検討してまいります。

参加者）旅館です。伊勢市に來られてる観光客は多いときで 1,000 万人ほどおられるかと思います。一方で宿泊者は 80 万人程度と説明がありました。1,000 万人に対して 80 万人の部分に負担を求めることは公平性に欠けると思います。先ほどの説明で駐車場のこともありましたが、まずは市が管理している部分に上乗せだけしたら良いのではないですか。また特別報償金 2.5%も理解ができません。200 円に対して 2.5%は 5 円です。最低賃金も上がった、カード決済の手数料もかかってくる中で 1 人あたり 5 円ではやればやるほど赤字になります。宿は赤字なのに行政だけが黒字では納得できません。

事務局）駐車場については検討結果出ていませんが、別で検討しております。宿泊者を対象としていることの不公平感は、宿泊税の使途で宿泊者、宿泊事業者にもメリットのある内容をしっかりと実施していくことで公平性を担保していきたいと考えております。

特別報償金の 2.5%については、全国的な事例を見ても低いものではありません。また国の考えとして、この 2.5%に大きく上乗せすることは難しいというのが現状です。ご意見のあったカード決済手数料については検討委員会でも意見としていただいております、どのようなことができるかを検討してまいりたいと思います。

参加者）先に疑問点や懸念点を解消させてから宿泊税を検討するべきではないでしょうか。伊勢志摩でやりたいからやろうとしているだけにしか感じません。行政は何も痛まないのに、旅館ホテルは痛みを伴います。行政では成果の出ない事業に予算を使っていることも多く、宿泊税も同じようにされては困ります。富裕層を誘致してくるという事業に対して、ほとんど成果が出なかったという話も聞きました。誘致するための海外視察を伊勢志摩全体で行っているかと思います。本日の説明会に多くの方が集まっているので、今回のような会議をたくさん開き、何が良いかを考えていくべきではないでしょうか。

事務局）使用用途については本日お示した内容はあくまで事例紹介であり、実際に予算化していく際には行政だけでなく、宿泊事業者をはじめとする観光関係団体の方々のお話を聞きながら決めていきたいと考えております。観光に関する課題は先の読めないものも多く、そのときの社会情勢や要望に柔軟に対応していくためにも現場の声はしっかりと聞きながら進めてまいりたいと思います。

参加者）特別報償金とはどういったものでしょうか。納めた額の一部が事業者に戻ってくるイメージでしょうか。また、罰則規定についてはスタッフや責任者のうち、誰が罰せられるのでしょうか。1 年以下の懲役、50 万円以下の罰金とかなり重いことが書かれていますので教えてください。

事務局）特別報償金は、ご意見でイメージされているとおりです。罰則規定は、きちんと事務をしていただいている事業者を守るための仕組みとご理解いただきたいと思います。うっかり記載を忘れた、記載内容を誤った際に直ちに罰則をということではなく、悪意をもって帳簿を隠したり、申告をしな

かったときのための規定と考えております。また罰則の内容については地方税法の内容や先進自治体や近隣自治体も参考にしております。

参加者） 説明資料で示されている事業例では具体的な内容があまり書かれていないのですが、何か一つだけでも具体的な内容と金額を教えてくださいませんか。また、宿泊税は他の用途には使用されない確約はあるのでしょうか。

事務局） 一部を基金として管理していくことも考えております。そうすることにより、コロナや災害などが発生したときへ対応として宿泊者向けキャンペーンなども実施できると考えております。使い道についてはいくつか具体例は考えておりますが、予算は原則毎年度議会の審議をいただき決定していくものですので、根拠なく金額等まで具体例を説明することで話が先行してしまわない範囲で説明していることをご理解いただければと思います。また、使用用途につきまして宿泊事業者をはじめ観光関連団体と一緒に検討を進めてまいりたいと思います。

参加者） 行政のやり方もあると思いますが、具体例も見えないまま制度内容だけ説明し、理解してくださいでは納得できないことわかってください。

事務局） 観光に関する課題は常に変化しており、オーバーツーリズムや訪日外国人対応、人手不足対策等、課題を適切に把握し、求められる対策に充てていけるように考えてまいります。

参加者） 説明会は今回で終わりでしょうか。今回の説明会だけで納得していない人が多いのではないのでしょうか。

参加者） 検討委員会をして、説明会もしましたので、議会で審議しますではおかしいと思いませんか。宿泊税に賛成するかどうか聞いてみてください。

事務局） 説明会は採決をする場ではありませんので、ご理解ください。市としては検討委員会という形で地区を代表する宿泊事業者団体にも参加いただき、議論いただいた結果を基に市の方向性として本日説明させていただきました。納得いただけていない方もいらっしゃると思いますが、現在パブリックコメントも実施しておりますので、そちらからご意見を提出いただくこともできます。

事務局） 続きまして、課税課より宿泊税導入に伴うシステム整備についてのアンケートについて説明させていただきます。

(略)

参加者） 具体的な事業を示してもらえないのでしょうか。また、このアンケートに宿泊税に賛成か反対かの質問を追加してはどうでしょうか。

事務局） 昨年度に実施したアンケートですでに宿泊税導入への考えを聞かせていただいております。今回は追加する考えはありません。

参加者） 前回のアンケートに書いた具体的な意見は一切公表されていなかったと思います。アンケートを都合の良い部分だけを使っているのではないのでしょうか。

事務局） 個人情報等もあると思うので、精査させていただきます。

参加者） 今回の説明会での内容もきちんと市議会に報告してもらえるのでしょうか。

事務局） 説明会での意見交換の内容について内容を報告します。

事務局） 次に三重県よりお知らせです。

（略）

事務局） これにて伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方についての説明会を終了します。お忙しい中どうもありがとうございました。